

年金友の会会員限定

金利上乘せ 定期貯金・定期積金



©よりぞう

お取り扱い期間 令和6年7月1日(月) ▶ 令和7年3月31日(月)



よろこび 金利上乘せ定期貯金

ご契約いただく時点の店頭表示金利に

専用定期貯金通帳残高が
500万円までは

年 **0.20%**
上乘せします

専用定期貯金通帳残高が
500万円を超えて1,500万円までは

年 **0.05%**
上乘せします

※預入れから1年後の自動継続時からは店頭表示金利となります。※上乘せ金利は金融情勢等により予告なく変更する場合があります。

ねんりん 金利上乘せ定期積金



ご契約
いただく時点の
店頭表示金利に

年 **0.075%** 上乘せ
します

※上乘せ金利は金融情勢等により予告なく変更となる場合がございます。

詳しくは店頭の説明書、またはJAあさか野ホームページをご覧ください。(https://www.ja-asakano.or.jp/)

よろこび 金利上乘せ定期貯金 商品概要

ご利用いただける方	当JAで年金(国民・厚生・共済年金等)をお受け取りになっている方、又は新たにお受け取りになられる方。
預入単位	1万円以上1円単位(新たな資金に限ります)
預入通帳	専用定期貯金通帳(お一人につき1口座)
預入期間	1年(自動継続)
預入限度額	お一人につき1,500万円まで

- ※ATM・JAネットバンクからの受入れはできません。
- ※年金の受給指定がなくなった場合、通帳への新規お預け入れはできなくなります。
- ※中途解約についてはJA所定の解約利率が適用されます。
- ※利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。
- ※商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご覧ください。

ねんりん 金利上乘せ定期積金 商品概要

ご利用いただける方	当JAで年金(国民・厚生・共済年金等)をお受け取りになっている方、又は新たにお受け取りになられる方。
掛込方法	年金受取口座からの自動振替(毎月・隔月振替)
掛込金額	1万円以上1円単位
掛込期間	1年以上5年以内
受入制限	なし(複数口座開設可能)

- ※年金の受給指定がなくなった場合には、新たな口座開設はできなくなります。
- ※中途解約についてはJA所定の解約利率が適用されます。
- ※利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。
- ※商品の詳しい内容については、店頭の商品概要説明書をご覧ください。

当JAに年金のお受取口座をご指定いただくと、自動的に年金友の会の会員となり、各種の特典が受けられます。

JAあさか野 店舗のご案内



新座市野火止 5-7-22
TEL.048-478-5500



新座市本多 1-11-1
TEL.048-478-1017
令和元年8月13日店舗統廃合により移転



朝霞市大字溝沼466番地
TEL.048-461-0032
平成31年2月12日店舗統廃合により移転



志木市中宗岡 1-4-41
TEL.048-471-0011



和光市丸山台 1-7-9
TEL.048-461-2113

詳しくは店頭の説明書、またはJAあさか野ホームページをご覧ください。(<https://www.ja-asakano.or.jp/>)

商品概要説明書

年金受給者専用定期（よろこび）

（令和6年7月1日現在）

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金（単利型） 愛称：年金受給者専用定期「よろこび」
2. 販売対象	・既に当組合で公的年金（国民・厚生・労災・各種共済）等を受給している方。 ・新たに当組合で公的年金（国民・厚生・労災・各種共済）等を受給する方。
3. 販売条件	・本契約のために、新たに預け入れていただける資金に限定させていただきます。 ・定期貯金および定期積金の解約金による預け入れ、また、当座性貯金の残高による預け入れではご利用できません。
4. 期間	・定型方式1年 ※自動継続のみの取扱いとなります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 使用媒体	・窓口取引による一括預入（*ATM・ネットバンクからの受入れはできません。） ・1万円以上1,500万円まで ・1円単位 ・専用通帳
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 自動継続時の金利情報の入手方法	・預入時から最初の満期までは、次のとおり預入時点のスーパー定期の店頭表示利率に金利を上乗せします。 ① 新たに預入された資金の内、500万円分 → 0.20%上乗せ ② 新たに預入された資金で上記を超える分 → 0.05%上乗せ ※②については、令和6年4月から6月末までに契約された年金受給者専用定期「よろこび」の上乗せ金利0.05%がある場合、累計した金額が限度となります。 なお、預入から1年後の自動継続時にはスーパー定期の店頭表示利率に戻ります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・マル優枠（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）をお持ちの方は枠の範囲内において非課税でのご利用が可能です。 ・自動継続時に適用される利率については、店頭の金利表示ボードに表示しています。窓口でお問い合わせください。

8. 手数料	—
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 約定利率×50% * ATM・ネットバンクによる取り扱いはできません。
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の金利上乗せ商品により、本商品を契約することはできません。
13. 商品の取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の取扱いは、令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとなります。 ※取扱期間中でも金利環境の変化等により、事前の通知なく内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。

商品概要説明書
年金受給者専用定期積金（ねんりん）

（令和6年7月1日現在）

1. 商品名	・定期積金（定額式） 愛称：年金受給者専用定期積金「ねんりん」
2. ご利用いただける方	・既に当組合で公的年金（国民・厚生・労災・各種共済）等を受給している方。 ・新たに当組合で公的年金（国民・厚生・労災・各種共済）等を受給する方。
3. 期間	・1年以上5年以内（1年単位）
4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位 (4) 契約限度額	・契約期間内で掛金を分割受入。（定額式による毎月又は隔月） ・年金受給口座からの自動振替による受入。 ・1回あたり1万円以上 ・1円単位 ・なし
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の年利回りに0.075%上乗せした利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
9. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につき

<p>および紛争解決措置の内容</p>	<p>ましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：048-451-1122）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・他の金利上乘せ商品により、本商品を契約することはできません。
<p>12. 商品の取扱期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の取扱いは、令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）までとなります。 <p>※取扱期間中でも金利環境の変化等により、事前の通知なく内容の変更もしくは中止させていただく場合があります。</p>